

第四十号議案

都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和三年二月十七日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例（昭和四十九年東京都条例第三十号）の一部を次のように改正する。
第一条中「都立の」の下に「小学校、」を加える。

第七条第一項及び第十二条第一項中「、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第一条の改正規定は、公布の日から施行する。

（都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例及び都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の読替え）

2 この条例の施行の日から令和五年三月三十一日までの間、都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例及び都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（令和元年東京都条例第三十六号）附則第四項中「令和二年四月一日」とあるのは「令和三年四月一日」と、「改正後の条例」とあるのは「都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例（令和三年東京都条例第 号）による改正後の都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例」と、「母子保健健診休暇」とあるのは「育児時間」と読み替えるものとする。

(提案理由)

妊娠・出産と仕事との両立を支援するため、母子保健健診休暇等の報酬の取扱いを改めるほか、規定を整備する必要がある。